



平成18年 5月17日

各 位

会 社 名 株式会社ビケンテクノ  
代表者名 代表取締役社長 梶山高志  
(コード番号 9791 東証・大証第二部)  
問合せ先 専務取締役 三木 悟  
(TEL . 06 - 6380 - 2141)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年 5月17日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成18年 6月29日開催予定の第43回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 事業内容の多様化及び今後の事業展開に備えるため、事業目的の新設を行い、あわせて号数の整備をいたしたく、現行定款第3条(目的)の変更を行うものであります。
- (2) 公告閲覧の利便性の向上および公告費用の削減を図るため、現行定款第4条(公告の方法)につき所要の変更を行うものであります。また、同制度導入に伴い、不測の事態が発生した場合に備え、予備的な公告方法も定めるものであります。
- (3) 会社法(平成17年法律第86号)ならびに会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)および会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)が平成18年 5月 1日に施行されたことに伴い、以下の理由により定款の変更を行うものであります。  
単元未満株式について行使することができる権利を定めるために、変更案第11条(単元未満株主の権利)を新設するものであります。  
株主総会においてより充実した情報の開示を行うことができるよう、参考書類等のインターネット開示に関する規定(変更案第15条)を新設するものであります。  
取締役会を機動的に運営するため、その決議について、書面又は電磁的記録によりその承認を行うことができるよう、変更案第23条第2項を新設するものであります。  
上記の他、会社法に基づく株式会社として必要な規定の加除・修正および移設など、全般に亘って所要の変更を行うものであります。

#### 2. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年 6月29日(木曜日)  
定款変更の効力発生日 平成18年 6月29日(木曜日)

#### 3. 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社ビケンテクノと称し、英文では、BIKEN TECHNO CORPORATIONと表示する。</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第2条 当社は、本店を吹田市に置く。</p> <p>(目 的)</p> <p>第3条 当社は、つぎの事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) ~ (46) (省略)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新 設)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新 設)</p> <p>(47) 有料老人ホームの経営</p> <p>(48) 介護保険法による訪問介護サービスの居宅サービス事業</p> <p>(49) 介護保険法による訪問入浴介護の居宅サービス事業</p> <p>(50) 介護保険法による訪問看護の居宅サービス事業</p> <p>(51) 介護保険法による訪問リハビリテーションの居宅サービス事業</p> <p>(52) 介護保険法による通所リハビリテーションの居宅サービス事業</p> <p>(53) 介護保険法による通所介護の居宅サービス事業</p> <p>(54) 介護保険法による短期入所生活介護の居宅サービス事業</p> <p>(55) 介護保険法による短期入所療養介護の居宅サービス事業</p> <p>(56) 介護保険法による痴呆対応型共同生活介護の居宅サービス事業</p> <p style="padding-left: 40px;">(新 設)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新 設)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新 設)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新 設)</p> <p>(57) 介護保険法による特定施設入所生活介護の居宅サービス事業</p> <p>(58) 介護保険法による居宅療養管理指導の居宅サービス事業</p> <p>(59) 介護保険法による福祉用具貸与の居宅サービス事業</p> <p>(60) ~ (62) (省略)</p> <p>(63) 身体障害者福祉法に基づく居宅介護等事業、短期入所事業及びデイサービス事業</p> <p>(64) 知的障害者福祉法に基づく居宅介護等事業、短期入所事業、デイサービス事業及び地域生活援助事業</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>(目 的)</p> <p>第3条 当社は、つぎの事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) ~ (46) (現行どおり)</p> <p><u>(47) 放置車両確認事務の受託</u></p> <p><u>(48) 放置違反金関係事務の受託</u></p> <p>(49) 有料老人ホーム、保育所、託児所の経営</p> <p>(50) 介護保険法による訪問介護及び介護予防訪問介護の居宅サービス事業</p> <p>(51) 介護保険法による訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護の居宅サービス事業</p> <p>(52) 介護保険法による訪問看護及び介護予防訪問看護の居宅サービス事業</p> <p>(53) 介護保険法による訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの居宅サービス事業</p> <p>(54) 介護保険法による通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの居宅サービス事業</p> <p>(55) 介護保険法による通所介護及び介護予防通所介護の居宅サービス事業</p> <p>(56) 介護保険法による短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の居宅サービス事業</p> <p>(57) 介護保険法による短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の居宅サービス事業</p> <p>(58) 介護保険法による認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の地域密着型サービス事業</p> <p><u>(59) 介護保険法による認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の地域密着型サービス事業</u></p> <p><u>(60) 介護保険法による小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の地域密着型サービス事業</u></p> <p><u>(61) 介護保険法による夜間対応型訪問介護の地域密着型サービス事業</u></p> <p><u>(62) 介護保険法による小規模特定施設入居者生活介護の地域密着型サービス事業</u></p> <p>(63) 介護保険法による特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の居宅サービス事業</p> <p>(64) 介護保険法による居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の居宅サービス事業</p> <p>(65) 介護保険法による福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の居宅サービス事業</p> <p>(66) ~ (68) (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 40px;">(削 除)</p> <p style="padding-left: 40px;">(削 除)</p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>(65) <u>児童福祉法に基づく居宅介護等事業、短期入所事業及びデイサービス事業</u> (新 設) (66)～(69) (省 略) (新 設)</p> <p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第2章 株 式 (発行株式の総数) 第5条 当社が発行する株式の総数は、15,000,000とする。<u>ただし、株式消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>(新 設) (自己株式の取得) 第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行) 第7条 当社の株式の1単元の株式の数は、100株とする。 2 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)にかかわる株券を発行しないものとする。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(株式取扱規則) 第8条 当社の株券の種類及び株式の名義書換、実質株主名簿への記載、単元未満株式の買取りその他株式に関する諸手続ならびに手数料については、<u>取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(名義書換代理人) 第9条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u> 2 <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u> 3 <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示又はその抹消、株券の交付、単元未満株式の買取り及び届出の受理等株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においては、これを取扱わない。</u></p> <p>(基準日) 第10条 当社は、<u>毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。</u> 2 <u>前項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(69) <u>障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業</u> (70)～(73) (現行どおり) (機関の設置) 第4条 当社は、<u>取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。</u> (公告方法) 第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、電子公告をおこなうことができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。</u> 第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、15,000,000株とする。</p> <p>(株券の発行) 第7条 当社は、<u>その株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第8条 当社の単元株式数は、100株とする。 2 当社は、<u>単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>(株式取扱規則) 第9条 当社の株券の種類、株主(実質株主を含む。以下同じ。)の氏名等株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)記載事項の変更、単元未満株式の買取りその他株式に関する諸手続ならびに手数料については、<u>取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(株主名簿管理人) 第10条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第 3 章 株主総会</p> <p>(新 設)</p> <p>(招集・招集権者)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</p> <p>2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集する。</p> <p>(議 長)</p> <p>第12条 当社の株主総会の議長は、取締役社長がこれを任じ、社長に事故あるときは、あらかじめ、取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもってこれをおこなう。</p> <p>2 商法第343条第1項の規定による株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってこれをおこなう。</p> <p>(新 設)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第15条 株主総会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載又は記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名捺印又は電子署名を行う。</p> <p>2 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第16条 当社の取締役は、18名以内とする。</p>	<p>(単元未満株主の権利)</p> <p>第11条 当社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 法令により定款をもってしても制限することができない権利</p> <p>(2) 株主割当による募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>第 3 章 株主総会</p> <p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎年3月31日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>(招集・招集権者及び議長)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集する。</p> <p>2 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(削 除)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p>2 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってこれをおこなう。</p> <p>(参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第15条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第17条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>(取締役の選任) 第17条 <u>当社の取締役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 <u>前項の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれをおこなう。</u></p> <p>3 <u>当社の取締役の選任については、累積投票によらない。</u></p> <p>(取締役の任期) 第18条 <u>取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(役付取締役) (新 設)</p> <p>第19条 <u>取締役会の決議により取締役のうちから社長1名をおき必要に応じて会長1名、副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を定めることができる。ただし、社長は代表取締役のうちから定める。</u></p> <p>2 <u>前項により、役付取締役をおいたときは、社長は会社の業務を総括し、他の取締役は社長を補佐し、かつ会社の業務を分掌する。</u></p> <p>3 <u>社長に事故あるときは、第1項の順序により他の取締役が社長の職務を代行する。</u></p> <p>(代表取締役) 第20条 <u>社長は会社を代表し、会社の業務を統括する。取締役会の決議により代表取締役を選任する。</u></p> <p>(取締役会の招集・議長) 第21条 <u>取締役会は、法令に別段の定めのあるときを除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</u></p> <p>2 <u>取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知) 第22条 <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮し、又は取締役及び監査役の全員の同意をあらかじめ得た場合には、招集の手続を経ないでこれを開くことができる。</u></p> <p>(取締役会の決議) 第23条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数によりこれをおこなう。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会議事録) 第24条 <u>取締役会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載し、出席した取締役ならびに監査役がこれに記名捺印する。</u></p>	<p>(取締役の選任) 第18条 <u>取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれをおこなう。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期) 第19条 <u>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第20条 <u>取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</u></p> <p>2 <u>取締役会の決議により取締役のうちから取締役社長1名をおき必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を選定することができる。ただし、取締役社長は代表取締役のうちから選定する。</u></p> <p>3 <u>前項により、役付取締役をおいたときは、取締役社長は会社の業務を総括し、他の取締役は取締役社長を補佐し、かつ会社の業務を分掌する。</u></p> <p>4 <u>取締役社長に事故あるときは、第2項の順序により他の取締役が取締役社長の職務を代行する。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(取締役会の招集・議長) 第21条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第22条 <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮し、又は取締役及び監査役の全員の同意をあらかじめ得た場合には、招集の手続を経ないでこれを開くことができる。</u></p> <p>(取締役会の決議) 第23条 <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもっておこなう。</u></p> <p>2 <u>取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認があったものとみなす。</u></p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>(取締役会規程)</p> <p>第25条 取締役会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか取締役会で定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬)</p> <p>第26条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会で定める。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の数)</p> <p>第27条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第28条 当社の監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 前項の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを<u>おこなう。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第29条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に閉する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として、選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第30条 監査役は互選により常勤監査役を定める。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第31条 監査役会の招集通知は、会日の3日前に各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮し、又は監査役の全員の同意をあらかじめ得た場合には、招集の手続を経ないでこれを開くことができる。</p> <p>(監査役会の決議)</p> <p>第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。</p> <p>(監査役会議事録)</p> <p>第33条 監査役会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名捺印する。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第34条 監査役会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか監査役会で定める監査役会規程による。</p> <p>(報酬)</p> <p>第35条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会で定める。</p> <p>第6章 計算</p> <p>(営業年度及び決算期)</p> <p>第36条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、営業年度の末日をもって決算期とする。</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第37条 当社の利益配当金は、<u>毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者に対して支払う。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の数)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第26条 監査役の選任は、<u>株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれをおこなう。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第27条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第28条 監査役会は、<u>監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第29条 監査役会の招集通知は、会日の3日前に各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮し、又は監査役の全員の同意をあらかじめ得た場合には、招集の手続を経ないでこれを開くことができる。</p> <p>(監査役会の決議)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>第6章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第32条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第33条 株主総会の決議により、<u>毎年3月31日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当をおこなうことができる。</u></p> <p>2 前項のほか、<u>取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当をおこなうことができる。</u></p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>(中間配当金)  <u>第38条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録資格者に対し、商法293条ノ5の規定による金銭の分配(以下「中間配当」という)をすることができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(配当金等の除斥期間)  <u>第39条 利益配当金、中間配当その他の諸交付金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとし、利息はつけないものとする。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(自己株式の取得)  <u>第34条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得をおこなうことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)  <u>第35条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとし、利息はつけないものとする。</u></p>

以 上